

保険薬局部会ニュース

令和6年9月30日 広島県薬剤師会保険薬局部会

医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する 疑義解釈資料の送付について（その2）

このことについて、日本薬剤師会を通じて厚生労働省保険局医療課から連絡がありましたのでお知らせいたします。これらの資料につきましては、厚生労働省ホームページにも掲載予定とのことです。

○厚生労働省ホームページ 「令和6年度診療報酬改定について」

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療
> 医療保険 > 令和6年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00045.html

***** 調剤報酬点数表関係

（医療DX推進体制整備加算）

【医療DX推進体制整備加算】

問1 「医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和6年9月3日事務連絡）別添3※の問1において、「すでに医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険薬局は、届出直しは不要であること」とされているが、マイナ保険証利用率要件を満たさなくなった場合は、施設基準の辞退の届出を行う必要があるのか。

（答）辞退の届出は不要。

※別添3については本会Webサイト2024年09月24日

医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料について
をご参照ください。

■選定療養についての通知文書については、随時こちらに掲載しておりますので、ご参考ください。<https://x.gd/F0NoB> パスワード hpa-bukai



上記URLは、県薬Webサイトの新着情報（2024年9月24日医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料について）に掲載のURLと同様です。